

伊勢原市立学校の教員の働き方改革推進計画

令和8年3月

伊勢原市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨	1
2	基本的な考え方及び目標	1
3	計画の期間	2
4	取組の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨

伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成31年3月に全ての教員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めるために「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定（令和5年3月一部改定）しました。また、神奈川県教育委員会の「神奈川の教員の働き方改革に関する指針（令和7年3月改定）」（以下「県指針」という。）及び「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言（令和7年3月）」等を踏まえ、教員の働き方改革を進めてきました。

そうした中、国では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）」（以下「改正給特法」という。）が公布されるとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）が全面改正されました。

本計画は、伊勢原市立学校における教員の働き方改革を更に推進するために、「改正給特法」において服務監督教育委員会による策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「国指針」に即して策定するものです。

なお、「市基本方針」の内容を本計画に反映させることから、本計画の策定に伴い、「市基本方針」は廃止するものとします。

2 基本的な考え方及び目標

(1) 基本的な考え方

教員の働き方改革は、教員の働きやすさと働きがいとを両立し、児童生徒により良い教育を行うことを目的とします。

そのために、本市の強みである学校と地域とのつながりや教職員同士の同僚性等を最大限に活かしつつ、教育委員会、市、学校、地域、保護者など、教育に関わる全ての関係者がその権限と責任に基づき連携・協働することで取組を推進します。

(2) 目標

教育委員会は、「国指針」及び「県指針」を踏まえ、教員の長時間勤務の是正とともにウェルビーイング※の向上を図るため、次のとおり目標を設定します。

また、達成状況を毎年度把握し検証する中で、取組の充実・改善を図っていきます。

ア 長時間勤務の是正

【目標】

時間外在校等時間	月45時間超の教員の割合	0%
	年360時間超の教員の割合	0%

イ ウェルビーイング(※)の向上

【目標】

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	100%
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	100%

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4 取組の内容

(1) 「3分類」を踏まえた業務の見直し

国が示す「学校と教師の業務の3分類」（以下「3分類」という。）を踏まえ、本市の実情に応じて次のとおり位置付けを整理し、業務の見直しや適正化を図ります。

ア 学校以外が担うべき業務

学校が当該業務を過度に担わないように、家庭や地域、関係機関・団体等との連携・協働による取組を推進します。

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類①）

○ 交通安全団体や支援ボランティア等による登下校時の通学路の見守り活動の充実に努めることにより、教員以外による通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（3分類②）

○ 夜間等における見回りは青少年育成団体等を中心に実施し、児童生徒が補導されたときの対応は保護者が行うことを原則とします。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理の推進（公会計化等）（3分類③）

○ 給食費等の学校徴収金は令和7年度から公会計化し、市で徴収管理しています。引き続き、学校と情報共有を図りながら推進します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（3分類④）

○ 教育委員会の主導により、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）委員及び地域学校協働活動推進員の主体的な取組を推進します。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤）

○ スクールロイヤーによる法務相談体制の充実に図るとともに、個別事案への対応に際し、教育委員会事務局が積極的に支援を行います。

○ 勤務時間外の電話の通話録音機能や勤務時間外の自動音声応答機能を導入する等の環境整備を行います。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

教員が当該業務を過度に担わないように、スクールサポートスタッフなどの各種支援スタッフ等との協力体制のもと、学校全体での取組を推進します。

(ア) 調査・統計等への回答（3分類⑥）

○ 教育委員会から学校への調査内容等を毎年度精査し、調査回数削減や回答方法の工夫、ICTの活用等により、教員の更なる負担軽減を図ります。

○ 複数の学校事務を共同処理する体制の強化を図ることにより、引き続き、学校事務の共同実施を推進します。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（3分類⑦）

○ 令和5年度から新たなコンテンツ・マネジメント・システムを導入し、学校ウェブサイトをもっと簡単に作成できるようにしています。また、情報アドバイザーを引き続き学校に派遣し、広報資料・ウェブサイトの作成・管理に係る負担軽減

を図ります。

- (ウ) ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理（3分類⑧）
 - 学校のICT化を推進し、教材の共有化やソフトウェアの更新等により、効果的、効率的で分かりやすい授業展開及び更なる事務処理の効率化を図ります。
- (エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類⑨）
 - 学校プールの今後の在り方について、教員の負担軽減の観点からも検討を進めます。また、学校開放に伴う体育館等の管理について、引き続き教員の負担軽減を図ります。
- (オ) 校舎の開錠・施錠（3分類⑩）
 - 校舎の開錠・施錠、戸締まり確認について、今後も引き続き、特定の教員のみが対応するのではなく、学校全体で組織的に対応します。
- (カ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮（3分類⑪）
 - 児童生徒の休み時間における安全への配慮について、今後も引き続き、特定の教員のみが対応するのではなく、学校全体で組織的に対応します。
- (キ) 校内清掃（3分類⑫）
 - 児童生徒による日常の清掃活動について、その目的に即した効果的、効率的な実施を図るとともに、大規模清掃では、保護者や地域住民との連携・協働を図ります。
- (ク) 部活動（3分類⑬）
 - 本市の中学校における部活動は、生徒の成長にとって重要な教育活動の一環として、長年にわたり全教職員の参加・協力・理解による運営体制を基本として実施してきました。これまでの部活動の意義や成果を十分に踏まえながら、今後の在り方について教員の負担軽減の観点からも検討を進めます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

今後も引き続き、特定の教員に過度な負担が集中することがないように、同僚性を活かし各種支援スタッフ等との協力体制のもと、学校全体での取組を推進します。

- (ア) 給食の時間における対応（3分類⑭）
 - 給食の準備・片付け・指導等について、今後も引き続き、特定の教員のみが対応するのではなく、学校全体で組織的に対応します。
- (イ) 授業準備（3分類⑮）
 - ICT支援員を引き続き学校に派遣し、ICTをより有効かつ円滑に活用できる環境整備を図ります。
 - 図書整備員を引き続き学校に配置し、図書室をより有効かつ円滑に活用できる環境整備を図ります。
 - 教員がより主体的に研修に取り組めるように、県教育委員会と連携し、より効果的、効率的な教員研修を実施します。
- (ウ) 学習評価や成績処理（3分類⑯）
 - 35人学級や小学校教科担当制を引き続き推進し、教員による、より適切な指導と評価を促進します。

- 指導補助員や特別支援学級介助員を引き続き学校に配置するとともに、大学生や教員OB等の地域人材を学習支援スタッフ等として活用し、教員による、より適切な指導と評価を間接的に支援します。
- (エ) 学校行事の準備・運営（3分類⑰）
 - 学校行事は、児童生徒の成長にとって極めて重要な教育活動です。成果と課題を毎年度検証し、より効果的、効率的な実施を目指します。
 - 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、家庭・地域と連携した準備・運営を進めるとともに、同僚性を活かし各種支援スタッフ等との協力体制のもと、学校全体での取組を推進します。
- (オ) 進路指導の準備（3分類⑱）
 - 今後も引き続き、特定の教員に過度な負担が集中することがないように、同僚性を活かし各種支援スタッフ等との協力体制のもと、学校全体での取組を推進します。
- (カ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類⑲関係）
 - 今後も引き続き、特定の教員に過度な負担が集中することがないように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を引き続き学校に配置し、児童生徒指導担当や教育相談コーディネーターを中心とした協力体制のもと、同僚性を活かしながら学校全体で取組を推進します。
 - 医療的ケア看護職員、特別支援教育介助員等を引き続き学校に配置するとともに、巡回方式による通級指導を実施するなど、特別支援教育に係る環境の充実を図ります。
 - 日本語指導協力者を引き続き学校に派遣するとともに、日本語指導の教材等を配備するなど、外国につながるの児童生徒への支援に係る環境の充実を図ります。
 - 医療・福祉・警察等の関係機関や、フリースクール等の民間団体と学校との連携・協働により、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制の構築を図ります。

(2) 学校における取組の推進

教員の働きやすさと働きがいと両立し、児童生徒により良い教育を行うために、各学校においても、本市の強みである学校と地域とのつながりや教職員同士の同僚性等を最大限に活かしつつ、次の取組を推進します。

- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点からも教育課程を見直し、その充実・改善を図ります。
- 今後も引き続き、特定の教員に過度な負担が集中しないように、校務分掌の平準化・標準化を図り、組織的な業務執行を推進します。
- 会議や打合せの効率化を図るとともに、教員が互いの思いや考えを語り合い、互いの持ち味を活かし合えるような学校風土の構築を図ります。
- 管理職による教員との面談の充実を図るとともに、職務経験の少ない教員が他の教員からの助言や支援を得られやすい体制を整備します。

- 学校運営協議会における協議等を通じて、教育活動等に対する保護者や地域住民等の理解促進を図ります。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組の推進

教員の健康及び福祉を確保するため、次の内容に取り組みます。

ア 教職員定数の改善に係る要望

- 教員の健康及び福祉を確保するためには、必要な教職員数を確保するため、引き続き、教職員定数の改善について国・県に要望をしていきます。

イ 労働安全衛生法等の規定遵守等

- 教育委員会が教員の勤務時間を把握し、必要に応じて産業医が学校に訪問の上、学校と教育委員会が一体となって業務改善を進めるための改善策等について確認し、着実な取組の推進を図ります。
- 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施します。
- 引き続き、50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進します。
- 心身の健康問題についての相談窓口の充実を図ります。
- 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- 効率的な業務処理を図るため、学校ごとに学校閉校時間を設定し保護者等へ周知を図るとともに、学校における定時退校日を設定するよう推進し、夏季休業や冬期休業の長期休業等の期間中に5日間程度の一斉閉校期間（学校閉庁日）の設定を引き続き行います。
- 教職員の心身における健康を伸長するため、学校教職員互助会事業の充実を図ります。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

教育委員会は、本計画に基づき各取組が着実に推進されるよう、次のとおり取り組みます。

- 本計画の趣旨・内容等について、各学校の管理職をはじめとした全教職員に周知を図ります。併せて、様々な機会をとらえ保護者や地域等に本計画の内容を周知し、理解・協力を得られるよう努めます。
- 毎年度、教員の在校等時間や働きやすさ、働きがいの状況を把握し、計画の実施状況を公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議に報告することとします。
- 各学校の状況を確認し、時間外在校が著しく長時間となっている教員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が困難といった課題があり、改善の兆候が見られない場合には、当該校への聴き取り、助言、産業医の派遣等の支援を行います。

※ ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいう。